

日本顕微鏡歯科学会 サテライトセミナー運営等に関する規則

第1章 総則

第1条 規約第25条に基づき、同第4条(5)の日本顕微鏡歯科学会(以下「本会」という。)が行う事業の一つであるサテライトセミナーに関する規則を定め、運営等に必要事項はこの規則の定めによる。

(運 営)

第2条 開催地を選定するに当たり、より多くの国民が顕微鏡による歯科医療を受けられるように会員数の増加を目的とするため、都道府県別50万人当たりの会員数が少ない都道府県の中から行い、運営基準は以下のとおりとする。

- (1) 開催地の決定は渉外広報委員会が行う。
- (2) 開催は半日程度とし、最低年1回行う。
- (3) 講師は2名とし、渉外広報委員会が役員、指導医、認定医の中から指名する。
- (4) 会費は非会員5,000円、会員は無料とする。
- (5) 講師料は講演謝礼等に関する規則に準じる。
- (6) 講師の交通費は業務に係わる旅費等支給規則に準じる。
- (7) 講師の宿泊費は渉外広報委員会が必要と認めた場合に業務に係わる旅費等支給規則に準じる。

(改 廃)

第3条 この規則を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月15日に一部改正し、この日をもって施行する。